

○ 農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

改正後	現行
<p>第3 農業者の手続等</p> <p>本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1) 借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるのか、融資返済は可能か</p> <p>等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(3)に定める融資機関に提出するものとする。</p> <p>なお、東日本大震災により著しい被害を受けた又は<u>新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規</u></p>	<p>第3 農業者の手続等</p> <p>本要綱の対象とする資金の融通については、それぞれの資金の要綱において定めるもののほか、各資金共通の融資を受けようとする者（以下「借入希望者」という。）の手続等は次に定めるところによるものとする。</p> <p>1 経営改善計画書の作成等</p> <p>(1) 借入希望者は、</p> <p>ア これまでの経営状況はどうなっているのか</p> <p>イ 経営の改善を図るために、どの点をどのように改善していくのか</p> <p>ウ 経営改善計画は実行可能か</p> <p>エ 経営改善計画が実行された場合に収支はどうなるのか、融資返済は可能か</p> <p>等について、自ら真剣に検討の上、経営改善の実施と資金の借入れによって、おおむね5年程度の間確実に経営を軌道に乗せ、安定させることを旨とする経営改善計画書を別紙1の(2)又は(3)により作成し、別紙2による借入申込書（農業信用基金協会による保証を希望する場合は、更に債務保証委託申込書が必要）とともに、(3)に定める融資機関に提出するものとする。</p> <p>なお、東日本大震災により著しい被害を受けた<u>借入希望者</u>（以下「被災借入希望者」という。）にあっては、別紙1の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙1の(2)又は</p>

○ 農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

定する新型コロナウイルス感染症をいう。）により経営に影響が発生している等の借入希望者（以下「被災借入希望者等」という。）にあつては、別紙 1 の(4)又は(5)の経営改善計画書をもって別紙 1 の(2)又は(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第 4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

(1) (略)

(2) 融資機関は、別紙 1 の(1)の経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書とともに 2 の(1)の経営診断の実施機関に送付し、意見を求めるものとする。ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率 5.0%以下のもの（エの資金を除く。）を除く。）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画変更された経営改善計画について、経営診断の実施機関の全ての者の合意を得るものとする。

ア～ク (略)

なお、被災借入希望者等の審査にあつては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

(3)の経営改善計画書に代えることができるものとする。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

第 4 融資機関の手続等

1 融資機関の手続

(1) (略)

(2) 融資機関は、別紙 1 の(1)の経営改善計画総括表を作成し、経営改善計画書とともに 2 の(1)の経営診断の実施機関に送付し、意見を求めるものとする。ただし、次に掲げるアからクまでの資金（エの資金を除く。）を経営体育成強化資金により償還負担の軽減を図る場合又はアからクまでの資金（貸付利率 5.0%以下のもの（エの資金を除く。）を除く。）を農業経営負担軽減支援資金により償還負担の軽減を図る場合には、融資機関は、新たに作成された経営改善計画又は計画変更された経営改善計画について、経営診断の実施機関の全ての者の合意を得るものとする。

ア～ク (略)

なお、被災借入希望者の審査にあつては、経営診断の実施機関からの委任を受けて融資機関自ら経営診断を行うことができるものとする。

○ 農業負債整理関係資金基本要綱（平成 13 年 5 月 1 日付け 13 経営第 356 号農林水産事務次官依命通知）新旧対照表

（下線部は改正部分）

<p>(3)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 融資実行後の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙 4 により、経営状況を融資機関に報告するものとする。</p> <p>ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた又は<u>新型コロナウイルス感染症により経営に影響が発生した借入者</u>にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、別紙 4 により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙 1 の(4) (<u>被災借入希望者等関係</u>) (略)</p> <p>別紙 1 の(5) (<u>被災借入希望者等関係</u>) (略)</p>	<p>(3)・(7) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 融資実行後の措置</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 借入者は、経営改善計画期間中、経営改善計画が達成されるまでの間、毎年、別紙 4 により、経営状況を融資機関に報告するものとする。</p> <p>ただし、東日本大震災により著しい被害を受けた借入者にあつては、決算書類を融資機関に提出することをもって、別紙 4 により経営状況を報告したものとみなすことができるものとする。</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>4 (略)</p> <p>別紙 1 の(4) (<u>東日本大震災関係</u>) (略)</p> <p>別紙 1 の(5) (<u>東日本大震災関係</u>) (略)</p>
---	---

附 則（令和 2 年 4 月 30 日 2 経営第 343 号）

この通知は、令和 2 年 4 月 30 日から施行する。